

平成 26 年度 第 5 回 周南市ごみ対策推進審議会議事録

1. 日 時	平成 27 年 3 月 13 日（金曜日）13 時 30 分～16 時 00 分
2. 場 所	周南市リサイクルプラザ 1 F 研修室
3. 議 事	(1) 「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」に対するパブリックコメント実施結果及び市の考え方について (2) 「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」の修正について (3) 「周南市一般廃棄物処理実施計画（案）」について (4) その他について

（事務局）

●出席者数、欠席者数と会議の成立を報告（出席委員 15 名、欠席委員 2 名）。

○ 議事

議事 1 「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」に対するパブリックコメント実施結果及び市の考え方について

議事 2 「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」の修正について

（会長）

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、第 5 回目の審議会である。基本計画は 10 年間に渡る長期間の計画であるので、より良い計画を作り上げていきたいと考えている。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議事 1 『「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」に対するパブリックコメント実施結果及び市の考え方について』。これについては、議事 2 『「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」の修正について』と併せて、事務局からパブリックコメントの概要、提出されたご意見、そしてご意見に対して、市としてはこういう対応をした方が良いのではないかと、またこういう修正を加えた方が良いのではないかとというような説明をしていただきたい。

ただし、かなり量が多いので、簡単にご説明いただきたい。

（事務局）

「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」についてのパブリックコメントは、2 名の方から 4 回に分けて合計 42 件のご意見をいただき、ご意見は、ほぼ原文のまま記載させていただいた。かなり長いご意見もあるので、要旨をかいつまんで説明した上で、市の考え方を簡単にご説明させていただきます。

まず、ご意見番号1について。

市では平成22年3月に「健全財政推進計画」を策定し、その中で、ごみ処理手数料の見直しを行うと記載されている。この『計画の「ごみ処理経費に係る財源確保」の早期実現を前提に記述して欲しい』というご意見について。

「健全財政推進計画」は、平成22年度から平成26年度までの計画であり、現在、この計画を引き継ぐ形で、「第3次周南市行財政改革大綱」及び「第3次行財政改革大綱に係る個別行動計画」を策定中である。その中で、改めて、ごみ処理手数料の見直しを検討していくという形になっている。

よって、このご意見に対する市の考え方は、「第3次周南市行財政改革大綱」及び「第3次行財政改革大綱に係る個別行動計画」の中で検討していくものとしている。

なお、【素案】24ページに対するご意見は、ご意見番号14でも出されており、市として、ごみ処理経費に関する課題は、処理施設の重複等が原因と考えている事から、ご意見番号1には直接関係はないが、その旨を追記するという回答としている。

次に、ご意見番号2『下関市・岩国市・柳井市等（有料化している）のごみ処理手数料をコストに戻した場合のデータはどうなるか』というご意見について。

こちらについても、【素案】24ページにおいて、ごみ処理手数料等の歳入を考慮したコストを示す表に差し替えるという回答にしている。

次に、ご意見番号3『ごみ処理有料化』について。

『下松市・光市に対しては、その動向を待つのではなく早期導入（共同歩調）を働きかけるべきである。また、全国や山口県内の「ごみ処理有料化」導入状況を記述して欲しい。』というご意見である。

市として、ごみ処理有料化は、ごみの発生・排出削減を推進するための有効な手段の一つであると考えており、ごみ排出量の動向を踏まえ、検討するという回答とし、【素案】52ページについては原案のとおりとしている。

また、全国や山口県内の「ごみ処理有料化」導入状況を記述して欲しいというご意見については、【素案】24ページ「図表3-1-16」を差し替えて記載したところである。なお、全国の有料化導入状況については、詳細な資料が無かったため、回答案に記載の内容にさせていただいている。（後日、「一般廃棄物処理実態調査」を確認したところ、全国の有料化実施率が判明したため、基本計画のP24に追記し、パブリックコメントに対する回答も修正を行った。：事務局修正）

（会長）

ちょっとすみません。先ほども申し上げたが、ここには「意見要旨」があり、その右側に「市の考え方」がある。「市の考え方」において【素案】をどのように修正したか、あるいは修正する必要性がないと考えたかについて説明する際には、例えば【素案】24ページについてはそのページを開いて具体的に、ここがこういうふうに変わったというところまで説明していただいた方が、委員の皆様にはよく分かっていただけるのではないかと。一つずつ、ご意見を区切って説明いただきたいと思います。

（事務局）

申し訳ありません。では、スクリーン上にご意見を受けて修正をかけた箇所をお示ししながらご説明したいと思います。

(会長)

スクリーンで表示しているものは、この度、配付されている新旧対照資料と修正をかけた箇所という事でよろしいか。一応、手元にも新旧対照資料があるので、見やすい方を見ていただきながら説明を聞いていただいた方が分かりやすい。

(事務局)

すみません。失礼いたしました。

この度の新旧対照資料においては、右側が修正前の内容、左側が修正後の内容という形式でお示しさせていただいている。これまで、説明した部分は全て【素案】24ページに関わる内容であり、改めてご説明させていただく。

修正後の「図表3-1-16」については、ごみ処理手数料等の歳入を考慮したコストを示し、有料化導入市を赤枠で囲った表に差し替えさせていただいたという事である。

(会長)

今の点については、【素案】52ページの「ごみ処理有料化の検討」という項目において、ごみ処理有料化についてはもう少ししっかりした記述が必要であるというご意見、また、他市の状況についても明確にして欲しいというご意見である。このご意見に対する大きな修正点はどこどこになるのか。

(事務局)

「図表3-1-16」の表をごみ処理手数料等の歳入を考慮した表に差し替えたという事と、有料化している市を表記したという事である。

(会長)

山口県内の市を中心に表記したという事でよろしいか。

(事務局)

全国の有料化の状況については詳細な資料が無かった。県内の導入状況は山口県が把握しているので、こういう形でお示しさせていただいた。(後日、「一般廃棄物処理実態調査」を確認したところ、全国の有料化実施率が判明したため、基本計画のP24に追記し、パブリックコメントに対する回答も修正を行った。:事務局修正)

(会長)

全国的な資料が得られなかったため、県内の有料化の状況を示したという事である。では、今後も、このような形で進めていただきたい。

(事務局)

申し訳ありません。ありがとうございます。

次に、ご意見番号4、【素案】72ページに関するご意見である。

こちらは、ご意見を出された方が自治会内で具体的にどのような活動をされているかというものである。

市の回答は、意識啓発、ルール順守精神の育成は大切な事だと考えており、行政からの押し付けではなく、地域の優れた取組みを紹介するなど、自立的な取組みが生まれるような啓発に努めていく、というものである。

なお、【素案】72ページについては、「各主体の取組み」において、事業者の取組みとして、「家庭ごみ収集場所に事業系のごみを出さないようにしましょう。」という記載を追記したところである。

(会長)

ここでは、新旧対照資料の左側、修正後の内容において、色で囲んだ部分に事業者の取組みを追加したという事である。

(事務局)

次に、ご意見番号5、【素案】13ページについて。

『収集運搬体制に「直営」「委託」が併記』されている理由と、『2つの違いが分からない』というご意見である。

このご意見については、注釈を追記する事とした。

(会長)

ここは、ごみ収集をなぜ直営と委託で行うのか、またそもそも両者の違いは何かというご意見で、それを受けて「図表3-1-2」の下に注記が追記されている。少し硬く、難しい表現である。もう少しかみ砕いて言えばどういう事か。

(事務局)

全て民間に委託という事になると、先の広島での土砂災害の場合などでもそうであるが、民間業者だけではごみ処理に対応できない事態も生じるであろうし、そういう場合に、市は民間業者に全て丸投げなのかというような事を言われないうちにも、一部地域で直営体制を実施しているという事である。

現在、8割強が民間、2割弱が直営という体制を維持している。

(会長)

この点については、以前もこの審議会の中で説明があったと思う。

(事務局)

次に、ご意見番号6、【素案】15ページ。

「図表3-1-4」のグラフについて、『事業系ごみも一緒に記載した方が良いのではないか。どのように減量したか、双方確認できるようにすべき』というご意見である。

(ここで、委員の中に配布資料に対する戸惑いあり。)

配布資料についての説明をしておらず、申し訳ありません。

本日配付した新旧対照資料は、【素案】を修正したページのみ記載している。よって、修正をしていないページ、例えば、ご意見番号6のように、市として修正の必要はないと考え、原案のとおりとしたページは記載していない。以前、郵送でお送りした一冊ものの基本計画【素案】※と比較していただきたい。

さて、「図表3-1-4」については、家庭系ごみの1人1日あたり及びごみ全体(事業系ごみを含む)の1人1日あたり排出量を示しており、事業系ごみのみの1人1日あたり排出量を示す事は、その性質上、適当でないのではないかという事で、原案のとおりという回答にしている。

※12月19日開催のごみ対策推進審議会を受けて、修正・訂正し、1月16日に郵送した「周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画【素案】」

(会長)

「図表3-1-4」の2つのグラフのうち、上のグラフについてである。家庭系ごみは1人あたりで問題ないが、事業系ごみは1人あたりという括りにはそぐわないのではないかという考えである。確かに、事業者の方がたくさんおられる地域かそうでない地域かでかなり変わるであろうし、事業系ごみについて「1人あたり」という言葉にそれほど意味があるとは思われないという事である。わかりました。

(事務局)

次に、ご意見番号7、【素案】及び新旧対照資料の16ページについて。

『「ごみの内訳はリサイクルプラザの稼動前後で大きく変化」と記載されているが、ペガサスで何をしているのか分からない。具体的に明記した方が良いのではないか』というご意見である。確かに、知っている方は知っているが知らない方は知らないであろうというところなので、16ページの黄色囲みの部分に追記させていただいた。

また、18ページの「図表3-1-8」についても、施設の役割が分かりにくいと思われる施設について、注釈を追記した。

(会長)

特に、ペガサスやフェニックスについては幾度となく名前が出てくるが、それについての説明がなかったという点について、注釈を入れ、ご要望に答えたという事である。

(事務局)

次に、ご意見番号8、【素案】17ページの「図表3-1-7」について。

各品目の重量比と、『「燃やせないごみ」中の「一部再資源化可能」なものが何だったのか明記した方が良い』とのご意見である。これについては、以前の審議会において、参考資料としてお示しした表を【素案】に追記した。

(会長)

この修正部分については、少し言葉が曖昧な感じがしないでもない。複合製品が含

まれているという点は分かるが、最後の一文に「一定程度、資源化可能なごみが含まれているものと推測されます」とある。実際にごみの組成調査を行った結果がここに記載されている。それなのに「推測されます」との記載では、単なる推測なのか、それとも実際に含まれているのか曖昧である。この点はいかがか。

(事務局)

市としては、一部再資源化可能なものが含まれていると考えているという判断である。「推測されます」という表現を削除したいと考えるがいかがか。

(会長)

一部再資源化可能なものが含まれていると考えるという表現の方が適切である。これは判断であるので、推測では説明にならない気がする。具体的な文言は後で考えていただいて結構である。

(事務局)

推測ではなく、考えるという言葉に改めさせていただきたい。

(会長)

次をお願いしたい。

(事務局)

次に、ご意見番号9、【素案】18ページ。

「図表3-1-8」について、『施設の概要には、稼働終了予定のある施設は予定を明記すべき』というご意見については、先ほどのご意見番号7でお話したフェニックスについての追記の中に、平成26年度末で稼働停止予定である事も追記した。

次に、ご意見番号10、旧の計画の20ページについて。

『「ごみ燃料化施設での固形燃料(RDF)化による再資源化を行っています」とあるが、処理終了が予定されている処理は文面にその旨併記すべき』とのご意見である。

これについては、この部分は再資源化の現状を示したものであり、稼働停止については、【素案】22ページの課題において追記しているので、原案のとおりとしたいという市の考えである。そのため、新旧対照資料には記載がない。現状はまだ稼働しているので、この部分の修正は必要ないのではないか。逆に【素案】22ページにおいては、今後、稼働を停止し、これによりリサイクル率が低下するという事が課題であるとして、追記させていただいた。

(会長)

この部分はよろしいか。新旧対照資料に青囲みの修正が入っている。これを新たに追記する事によって、ご意見・ご要望に応えようという事である。現状の問題ではなく、あくまで今後の課題であるので、ここで整理したという事である。

(事務局)

これと同様の考え方により、ご意見番号11及び12、【素案】20ページから22ページにかけては、ご意見番号10と同様のご意見であるという事で、22ページに追記をした。ご意見番号10から12については、一連の流れの中で整理したという事である。

(会長)

フェニックスが稼働を停止するという点、そしてその結果、リサイクル率が低下するという点についての説明が、本文の中で十分に説明されていないというご意見である。実際、修正前の基本計画案を見ると、フェニックス及びペガサスは既に知れ渡っているものという前提で記載している。事務局の方々、そして我々委員も、幾度となく聞いているので、分かり切ったものとしていたように思う。これに対して、市民の方から、きちんと記載してくださいというご意見をいただいたという事である。これは、非常に貴重なご意見だと思う。

(事務局)

今、一点気が付いたので、訂正をお願いしたい。【素案】及び新旧対照資料の18ページにおいては、フェニックスが「稼働停止予定」とある。一方、【素案】22ページは、「稼働停止」という記載になっている。矛盾が生じているので、【素案】18ページの「予定」を削除したいと思う。よろしく願いいたしたい。

(会長)

【素案】18ページのフェニックスに関する記載で、「予定」という言葉を削除するという事です。

(事務局)

次に、ご意見番号13、【素案】及び新旧対照資料の23ページ。

『最終処分場の内、使用期間が決まっている箇所もあると聞いている。それらを含めて、余裕があとどの程度あるか明記したほうが良いのではないか』というご意見である。これについては、ご意見どおり、「図表3-1-14」の表に、周南市が所有する3箇所の最終処分場の平成25年度末における残余容量、これまでの累計埋立量及び全体の容量を追記させていただいた。

(会長)

これも貴重なご意見であると思う。どれだけの最終処分場があつて、それが今後どのくらい利用できるかという事は、非常に重要である。それがあつた上で、ごみの排出量を減らそうという目標に繋がる。10年間の計画という点からも、確かにあつた方が分かりやすくなる。

(事務局)

続いて、ご意見番号14、【素案】及び新旧対照資料の24ページ。

『「合併前の処理体制を継承していた事などにより、山口県内他市と比べ高額となっています。」とあるが、「高額な理由」をもう少し具体的に記述願いたい』とのご意見

である。

これについては、【素案】24ページの課題において、合併前の処理体制を継承しており、処理施設が重複している事などから高額となっているという具体的な理由を追記させていただいた。

(会長)

それに関連して、「図表3-1-16」のグラフを差し替えた事により、本市のごみ処理費用が高額である理由が読み取れるという事である。

(事務局)

次に、ご意見番号15、32ページについて。

「※参考1」の表の中の『「適正排出」品の「減量」「再資源化」についても調査・検討願いたい。その例として、一点目が、剪定枝他の資源化として、堆肥化等に予算が付いていた年度があるはずであるという事。二点目が、衣類（焼却対応）の資源化にとして、燃料化等は種類限定の上で特定企業で資源回収していると聞いた事がある』という事である。

まず、剪定枝についての市の考え方としては、ご意見番号37の回答をご参照いただきたい。ご意見番号37は、『H24年度予算資料「Budget」には、剪定屑等を堆肥化する「森のリサイクル」の記述があったが、H25年度（2013年度）当初予算概要には同様の案件の記述を見つけられなかった。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画には当件の経過結果を明記する必要がある』というご意見である。

このご意見では「森のリサイクル」と書かれているが、実際には「緑のリサイクル」事業であり、「緑のリサイクル」事業は、公園花とみどり課が所管して、公園の維持管理上で発生する剪定枝を粉砕・チップ化し、花壇や公園緑地等の緑化推進資材としての活用を推進するものであり、廃棄物（ごみ）という取り扱いではないと回答しているところであり、ご意見番号15に対する回答も同様となる旨、記載している。

二点目の衣類（焼却対応）の資源化については、現在、焼却対象としている衣類は、下着類、汚れや破損のある衣類などリユースが困難な衣類を指しているとの回答としている。また、企業等による衣類回収の取組みについては、恐らくご意見をされた方は、ユニクロさんなどが使用済のフリースやダウンジャケットなどを回収されている事を言われているものと推測している。その内容等については、今後、調査・確認して行きたいという回答である。よって、【素案】32ページについては、特に修正の必要はないものと考えている。

なお、「緑のリサイクル」事業については、このリサイクルプラザのフェンスの外に、まさに剪定枝等が積まれており、時期が来れば重機が入って粉砕し、ダンプ等で搬出していく事になっている。

(会長)

この部分はよろしいか。

(事務局)

次に、ご意見番号16、32ページから35ページにかけて、目標値の設定に関する

るご意見である。

『目標設定の妥当性・目標を達成する為の方策の記述に乏しいと感じる。目標達成の為の具体的方策の検討・実施をお願いしたい。具体的な例として、ざつ紙について、『種類を絞って再資源の出し方を再検討（「透明袋に入れて出す」を可にする）』したらどうか』というご意見である。

このご意見に対する市の考え方として、この部分は、目標値の設定に係る根拠を示したものであり、具体的施策の展開は、第5節以降に示しているという理由により、修正の必要がないものと考えているという回答にしている。

(会長)

この部分は現状の説明であるという事で、事務局は整理されている。

(事務局)

次に、ご意見番号17、39ページ、再資源化目標の設定に関するご意見である。

(会長)

修正がないという事なので、39ページという事でよろしいか。

(事務局)

申し訳ありません。39ページです。

『リサイクル率を考えるならば、フェニックスの使用拡大も考えられる中、何故、「フェニックスの稼働停止での統合」となったのか明記願いたい』とのご意見である。

これについては、新旧対照資料の59ページ「施策1 燃やせるごみの処理統合」において、施設の老朽化が進行している事やごみ処理経費の削減等のため、フェニックスを稼働停止するという事を追記している。

(会長)

このご意見は、先のご意見とも関連して、リサイクル率の低下を伴うにもかかわらず、なぜフェニックスは稼働停止となるのかというご意見である。このご意見に対して、コスト面やその他の状況がイメージできないと回答にならないという事で、幾つかの点を挙げたという事であるが、稼働停止、施設統合に至る基本的なコンセプトというか、根本的な理由というか、リサイクル率が低下するにもかかわらず、フェニックスを停止する事がベスト、あるいはベターだという結論に至った理由は何か。

(事務局)

先ほど、24ページでもお示ししたとおり、周南市のごみ処理経費は県内トップクラスで高く、その理由として、燃やせるごみについて3つの施設を運営している事、そして、フェニックスは建設後16年経過しており、施設が老朽化し、機械・設備を更新するにも多大な費用がかかる事がある。現在、本市はごみ有料化を取り入れておらず、まずは経費を抑制する必要があるという事から、どの施設を止めるかの選択が重要となってくる。また、以前のごみ対審においても、地球温暖化が叫ばれている昨今、市が所有する施設の中で3番目に熱量を発生する施設であると、部長から説明

があった。この点はここには記載していないが、そういった要因も含めて、フェニックスの稼働停止という結論に至ったという事である。

(会長)

それは分かるが、旧新南陽市の方々にとっては、フェニックスはやはり思い入れがある施設であろうと思う。だから、フェニックスの稼働を停止するなら、その理由を基本計画の中で明記する事、こういう理由なら稼働停止しても仕方がないと理解していただける説得性のある記載を行う事が必要ではないか。その事を考えると、現在の記載で十分かという検討をもう少しされた方が良いのではないか。

(事務局)

理由になるかどうか分からないが、59ページの「施設の老朽化が進行している事やごみ処理経費の削減等のため」という記述の下に、恋路クリーンセンターの状況についての記載もしている。恋路クリーンセンターは、今後も長く使用していくという事で、現在、3年をかけて炉の更新を行っているところである。こうした状況も関係しているところはあるかと思っている。

(会長)

事務局として言われている事は分かるが、それが伝わるような文言にする必要があるのではないかという事である。

(事務局)

59ページの表現の問題になるかと思う。施策の内容と方向性というところで、これまでは3つの施設で処理を行ってきたが、その中で、なぜフェニックスなり周陽環境整備センターを止める必要があるのかを追記させていただきたいと思う。

(委員)

フェニックスが老朽化していると言われるが、18ページ表中の竣工年だけを見ると恋路クリーンセンターは平成7年、フェニックスは平成11年となっており、恋路クリーンセンターの方が古い。旧新南陽市の住民からすれば、ごみを固形燃料化し、セメントと上手く組み合わせて再資源化する。確かに環境的には負荷が掛かっているが、フェニックスは一勤だけしか運転しないため、熱利用という点でマイナスであったという事もあったのではないか。当初の計画では三交代制で連続運転しようという計画であったのではないかと想像するが。合併して10数年たつが、周南市のごみのリサイクル率が良いのはフェニックスが貢献していた部分が非常に大きい。私はよく存じ上げないが、フェニックスの稼働停止にあたって、このごみ対策推進審議会に諮られた事があるのかどうか。フェニックスの問題は大きい問題だと思っている。今回、恋路クリーンセンターの能力が増強し、稼働率が向上する事はいい事だとは思うが、フェニックスの稼働停止は、私自身非常に残念だと思っている。

(会長)

恐らく、旧新南陽市の方の中には、同様のご意見の方が大勢おられると思う。今回、パブリックコメントを出された方も同様のご趣旨であろうと思う。過去、この審議会においても、総合的な計画として、恋路クリーンセンターを中心的な施設として維持していくという説明はあった。審議会としてこれを合意したという事ではなく、そういう説明があり、それについて納得をしてきたところである。ただ、一般の方を含めて、きちんと納得できるような文言を入れてほしいという事である。現在の記述では、あまりにもあっさりし過ぎていて、かえって何とかしてほしいというご意見を招く原因にもなってしまう。その点についてはいかがか。

(事務局)

今、言われた通り、フェニックスはリサイクル率の向上に非常に貢献してきた施設である。3月中に新しい「ごみの分別冊子(保存版)」を市民の皆様に配布するが、その裏表紙にも「ありがとう!フェニックス」という内容で記載しているところである。

やはり、施設の統合は、経費の削減のために避けては通れない事をご理解いただけるのではないかと思います。その中で、なぜ恋路クリーンセンターに統合する事になったのかという点については、フェニックスで周南市全域の可燃ごみを処理しようという事になれば、施設の能力を拡大しないと無理である。そうなれば、かかる経費は大変なものになる。こういった施設は一応15年が改修の目安となっており、フェニックスも機械・設備面でかなりガタが来ており、このまま改修をかけていくと、全体で約30億円程度かかるという試算をしている。恋路クリーンセンターも古くなっているが、能力増強を行っているわけではなく、現状の能力を維持し長寿命化を図るための大規模な改修を行っている。こちらは決まっている事であり、今さら止めるわけにもいかない。また、広域的に大量のものを一度に処理する方が経費的にも削減できるという理由もある。

周陽環境整備センターについては、岩国市、和木町そして周南市という構成で一部事務組合を作っているが、岩国市としても同じような問題を抱えておられる。岩国市は、旧岩国市にある焼却施設が老朽化してきており、新しく作り直さなければならないという話があった。岩国市としても焼却施設を幾つも持つ事は合理的ではないし経済的でもないという事で、全域の可燃ごみを処理できる能力を持つ新たな施設の建設を計画されている。このような状況の中で、周陽環境整備センターも平成30年度で廃止になるという流れができています。そういう諸々を含めて検討した結果、恋路クリーンセンターに決定したという経緯がある。

確かに、この文面については、あっさりし過ぎていたので、分かりやすいように追記してお示ししたいと思う。

(会長)

よろしいか。それでは次をお願いしたい。

(事務局)

次に、ご意見番号18、42ページである。

『文中の「32.8%」という数値が、図表3-3-4に見当たらない』というご指摘である。

これについては、記載間違いであり、確認の際にも気付かなかった部分であるので、本文中の数値を訂正させていただいた。

続いて、ご意見番号19、旧計画の46ページ。

『「外食での食べ切り」では、歓送迎会等の「食事の会」での「中10分終わり10分席戻り食べ切り」が有効と聞いた事がある。『調査の上、まずは自治体内部署で、その後企業等へのPRをお願いしたい』というご意見である。

これについては、県の「やまぐち食べきっちゃよる運動」において、幹事さんの心得として推進されている。県と連携し、啓発に努めていくという回答としており、特に計画の修正の必要はないものと考えている。

続いて、ご意見番号20、旧計画の47ページ。

『「不用品情報交換ネットワーク」については、周南市誕生前・旧新南陽市の頃から指摘されていた。検討・調査期間の繰上げに向けて対応願いたい』とのご意見である。

これに対する回答は、スケジュールに捉われる事なく検討・調査を行いたいとしている。

次に、ご意見番号21、旧計画の48ページ。

『「地域内堆肥化、飼料化」とあるが、市の産業構造（P8）では、農林水産業は従事者比で0.2%となっている。堆肥化、飼料化の後の対応も考慮願いたい』とのご意見である。

回答は、バイオマスに取り組もうとされる事業者に対し、相談や支援を行っていきながら、事業化が可能となるための環境整備を引き続き検討していきたいとしている。

次に、ご意見番号22、旧計画の49ページから50ページ。

『家庭発生生ごみの処理は、ディスポーザー（生ごみ粉碎・下水流入）の活用もあり得るのではないか』とのご意見である。

これについては、下水道担当課に確認したところ、ディスポーザーについては、粉碎物がそのまま流入すると下水道施設に負荷がかかるため禁止しているとの回答であったので、そのまま記載している。

次に、ご意見番号23、旧計画の52ページ。

「ごみ処理有料化の検討」についてのご意見である。

こちらについては、ご意見番号3で回答しているので、そちらをご参照願うと記載している。

次に、ご意見番号24、新旧対照資料の59ページ。

フェニックスの稼働停止理由の明記についてのご意見について。

こちらは、先ほど、課長が回答した通り、もっと詳しく分かりやすく、皆様にご理解いただけるような内容に修正し、記載する事とする。

※ここで委員さんから、再度、資料に関しての質問があったため、本日、ご参照いただく資料は、先に郵送でお送りした「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」と、本日配付した「周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【素案】」に対する意見と

市の考え方（案）」、「新旧対照資料」である事を改めて説明。

更に具体的に詳しく説明。

●先日、レターパックで郵送した基本計画【素案】は、前回の審議会においていただいたご意見を反映させ、パブリックコメントにかけたものである事。

●本日配付した新旧対照資料は、郵送した基本計画【素案】から、パブリックコメント及び事務局の気付きを受けて修正・訂正した部分に関して、左右見開きという形でお示ししたものである事。

●先ほどから、事務局が説明用に使っている資料は、修正をかけたページは左右見開きの新旧対照資料、修正を行っていないページは旧の基本計画【素案】を見ていただくという事で、「旧の資料」という言い方をしている事を説明。

言葉足らずで誠に申し訳ございません。

(会長)

基本計画の表紙には【素案】と記入されているが、それについても何月何日現在という表記がないと、新旧の関係が分からなくなってしまう。また、配付の段階では【素案1】、【素案2】等の表記があった方が分かりやすかったかもしれない。

それでは次をお願いしたい。内容の方に入っていただきたい。

(事務局)

ご迷惑をおかけして申し訳ありません。

次に、ご意見番号25、旧の計画の60ページ。

『「ごみ排出方法の簡素化」では余りに漠然としている上に、「継続検討（＝今迄も継続している）」5年間と言うのは長すぎる。検討をし続けるとしても期間を区切って一旦確定させる（＝導入する）べきではないか』というご意見である。

これについては、平成27年4月改定の「ごみの分別冊子（保存版）」では、古紙について、ぎつ紙類を出しやすい方法に変更している。その後も、適宜、見直しを行い、平成31年度に恋路クリーンセンターに完全統一される際には、再度、検討を行う予定であるという回答にさせていただいた。

次に、ご意見番号26、旧の計画の65ページ。

『不法投棄対策は、将来・長期的視野に立った場合、デポジット制も視野に入れて国政に要求すべきである』というご意見である。

デポジット制の導入については、周南市が加盟する「公益社団法人 全国都市清掃会議」を通じて、国及び関係省庁に早期導入を要望している。市のレベルを超えているため、今後も、その上部団体を通じて、関係機関に要望していくという回答にさせていただいている。

次に、ご意見番号27、旧の計画の67ページから68ページとそれ以降のページについて。

『「啓発」に主に「環境館」を利用・活用する計画となっているが、環境館は「わざわざ出向く」立地条件であると思う。環境館利用の他に、「何かのついでに立ち寄る」

場での啓発を検討願いたい』というご意見である。

これについては、「まちづくり総合計画」中のリサイクル推進課関連部分のパブリックコメントのご意見として、同様の内容をいただいている。それに対する回答を、この度の回答としても記載している。

次に、ご意見番号28、旧の計画の67ページから68ページとそれ以降のページについて。

『P27、P28では、「啓発が不十分（のため排出量は僅かな減少）」としている。従来の啓発方法は頻度の増を行なうと共に、その実施方法を再検討の上、従来と異なる新たな啓発方法も検討・実施願いたい』とのご意見である。

これについては、本計画においては、「水切りの徹底」、「手付かず食品の削減」及び「古紙・衣類の分別徹底」をごみ減量のターゲットにしている。今後、様々な機会を捉え、啓発を行っていきたいと考えているという回答にしている。

次に、ご意見番号29、旧の計画の69ページ。

『「ごみ百科（の公開）」の作成に、2年は長いと感じる。極力前倒しを検討願いたい』とのご意見である。

これについては、現在、新たな「ごみの分別冊子（保存版）」を3月中に配布する予定にしており、ホームページでも公開する予定である。「ごみ百科」に関しては、できる限り早めに公開できるように取り組んでいくという回答にしている。

次に、ご意見番号30、旧の計画及び新旧対照資料の73ページについて。

『「分別方法等の個別指導」の各主体に「事業者」がないが、将来ごみとなるものを市民に販売しているのは「事業者」である。事業者が率先して市民に情報を伝えるような施策（更に進んで「事業者」が率先して包装等削減・回収を行なうような施策）実施をお願いしたい』とのご意見である。

まず、各主体に事業者がないとのご指摘については、その通りであるので、事業者の取組みとして、「家庭ごみ収集場所に、事業系のごみを出さないようにしましょう。」と追記した。

それ以外のご意見については、市で対応できるレベルの話ではないため、番号26と同様の回答にしている。

次に、ご意見番号31、旧の計画の76ページ。

『審議会の記載（傍聴等）があるが、ごみ対策に限らず審議会の開催予定の積極的広報をお願いしたい。（市広報でも見かけた覚えがない）』とのご意見である。

広報担当課に確認したところ、市広報は掲載内容とページ数の問題があり、審議会の開催予定を掲載する事は困難であるとの回答であり、その旨記載している。お知らせの方法については、ホームページへの掲載方法等について検討していきたいと考えている。

次に、ご意見番号32、旧の計画の80ページ。

『「国際条約」については、「水俣条約」への必要対応をご確認願いたい。「蛍光灯からの水銀」の記載があるが、当リサイクルが影響を受けられる』とのご意見で

ある。

市の考え方としては、この施策7「国際条約等への対応」自体、水俣条約は勿論、全ての条約に対応していくために記載したので、全ての国際条約に規定されている規制や義務、手続き等について、関係機関との連携を取りながら、廃棄物処理法等の法律に基づく適正な運用を行っていくという、施策7の本文をそのまま転記する形での回答としている。

次に、ご意見番号33、旧の計画の87ページ。

『市から「ごみ対策推進審議会」への「年一回の報告」をもって、P85のPDC Aサイクルが回るようにも見えるが、審議会にとどまらず、市民・事業者からも意見を随時受けた上で、審議会が随時、市に意見をするような進行管理体制をお願いしたい』とのご意見である。

こちらについても、「まちづくり総合計画」のパブリックコメントにおいて、同様のご意見が他課への意見として出されていた。市政に対するご意見・ご提言は、「まちづくり提言制度」にて随時、受け付けている。必要なものについては、審議会に諮っていくので、遠慮なくご意見をいただきたいという回答としている。

ご意見番号34からは、具体的にどのページについて、という事ではなく、「全般、その他」という事である。

ご意見番号34は、『市民の多くが所属しているであろう「企業」への情報提供・協力要請・指導等を効果的に実施願いたい。特に、単に企業に情報提供を行なうだけでなく、企業が従業員にその情報を伝えるよう要請・指導願いたい』とのご意見である。また、そのための極端な例として、敷地内緑地が広い工場に対して、周辺剪定枝や従業員家庭生ごみの処理も依頼要請する。所内焼却炉所持工場に対して、従業員家庭発生ごみの焼却も依頼要請するとある。これらについては、ご意見を出された方も、「単なる思い付きだけの例」と記載されている。

市の回答としては、事業者への3R推進協力依頼と指導については、今後も引き続き、文書等による適正な分別排出指導等を行っていくとしている。なお、極端例については、廃棄物処理法上の問題があるため依頼要請はできかねるとしている。

続いて、ご意見番号35は、児童、子どもさんに対する「情報の提供」「啓蒙」をお願いしたいというご意見である。

市の回答としては、次代を担う子ども達に対しての情報提供や啓発は、リサイクルプラザへの児童の積極的な受入れや出前トークなどにより、今後も行っていくという回答にしている。なお、ここでも例が記載されているが、この例についても、難しいところがある。

続いて、ご意見番号36、『当計画に関係する、過去議会で可決された請願・陳情を可能であれば活用頂きたい』とのご意見である。

これについては、平成15年度から平成26年度に発行された「周南市議会だより」を確認したが、当計画に関する請願・陳情はなかったので、その旨を回答している。

続いて、ご意見番号37、先にご説明した「緑のリサイクル」事業に関するご意見

である。

『一般廃棄物（ごみ）処理基本計画には当件の経過結果を明記する必要がある』とのご意見に関しては、廃棄物（ごみ）という取り扱いではないので、本計画には記載していないとの回答にしている。

次に、ご意見番号38、『徳山動物園では、草食動物の糞の堆肥化設備が稼動と聞いている。当設備を周辺地区の生ゴミ・剪定草・花等の堆肥化に利用するなど拡大活用はできないものか』とのご意見である。

これについて、動物園に確認したところ、堆肥化施設は、草食動物の糞を処理するためのものであり、生ゴミや剪定草・花の処理には適していないとの回答であった。また、園外からの生ゴミや剪定草・花等を処理するにあたっては、廃棄物処理法上の問題があるため、拡大活用は困難であるとの回答にしている。

続いて、ご意見番号39、40、41の3件については、同時期にパブリックコメントを行った他の計画に対して、同様の内容のご意見が寄せられているとの事であったので、他課とある程度調整した上での回答としている。

続いて、ご意見番号42については、小型家電回収等、特定品目回収に関するご意見である。

これについては、先ほどからご説明している「全国都市清掃会議」が、国及び関係省庁に新たな制度仕組みの変更を要望している。今後も、当法人等を通じて、関係機関に要望していくという回答にしている。

以上、2名の方から合計42件のご意見が出されたが、その内容と市の考え方及びそれに対する修正箇所について説明させていただいた。

（会長）

パブリックコメントに対する具体的にご意見の概要とそれに対する市の考え方、そして修正が必要な部分についてはその修正内容に関する説明をしていただいた。説明の途中にも委員の方からご意見をいただいたが、全体を見られて、どの箇所でも結構なので、ご意見をお伺いしたい。

（委員）

質問というよりは確認であるが、まずご意見番号4について。

意見の内容を見ると、自治会の方が頑張っているいろいろやっておられるという事であるが、回答は事業者の取組みを追記したとなっている。ここは内容的にどうなのかと思うがいかがか。本当に必要か。

（事務局）

番号4のなお書きの部分であるが、確かに番号4の意見に対する回答としてはおかしいものになっている。一応これは、ご意見番号30で、事業者の取組みについてのご意見があったので、72ページについて事務局で追記をしたものである。

(会長)

ご意見番号4の回答で、72ページに事業者の取組みを追記したという内容は記載する必要がないのではないかというご意見である。ここはクリーンリーダーの事を言っており、事業者の取組みを追記したという点は関係がない。これは削除した方が良い。

(事務局)

回答から削除させていただく。

(委員)

これも確認になるが、ご意見番号13番、新旧対照資料では23ページ。

最終処分場の残余容量が記載されているが、上のグラフはトン、下のグラフは m^3 になっている。容量は埋めるものによって定まるという事は分かるが、目安としてあと何年持つのが読めると良いかもしれない。

(会長)

重量か容積かの問題である。

(事務局)

最終処分量の実績は、従来よりトンで表してきている。容量となると m^3 になる。確かに、ここであと何年使えるかが読めれば良いとは思いますが、これまでの処分実績がそのまま残余容量に直結しているという事でもない。現在、3つの処分場があるが、それぞれの処分場の性格に合わせた形で、どの処分場もできるだけ長く持たせたいと考えている。よって、この表であと何年持つという事をお示しするものではないという事である。

(委員)

次に、ご意見番号32で水俣条約の話が出ている。ご意見は蛍光灯からの水銀についてであるが、それ以外でこれに関連して、焼却炉も水銀条約の対象に予定されている。周南市は焼却炉を使用しているので、気になった。現状の把握や規制の中身はこれからで、あと1年は決まらないとは思いますが、場合によっては追加の処理施設が必要になるかもしれない。

(事務局)

ありがとうございます。今のご指摘を重々受け止めて、しっかり管理して参りたいと思っている。

(会長)

他にはいかがか。

(委員)

ご意見番号27と28について。

67ページにおいて、エコフェスタに関して、例えば平成23年度は1回で参加人員が270人と記載されているが、この参加募集はどのような方法で行われているか。また、小中学校に対しての働きかけはやっているかについて、教えていただきたい。

(事務局)

エコフェスタについては、基本的には市広報やホームページを通じて募集をかけている。各種講座を開いており、例えばこの1月31日に開催した際は、木工教室、玉ねぎによる染物、紙漉きを行った。同時に、事前の申し込みが必要ない催しとして、リユース可能な粗大ごみを展示して無料抽選で皆さんに差し上げる催しと、自転車のリユース品を販売する催しを行った。

小中学校への取組みについては、主に小学4年生の社会科の授業の一環として、ごみに関する勉強をするカリキュラムがあり、こちらの環境館に視察に来られている。また、小学校の社会科の副読本についても、学校の先生から相談を受けて編集に参加させていただいたりしている。学校の方に直接出向くという取組みはまだ行っていない状況である。

(委員)

私は、下松ライオンズクラブに所属している。先日、公集小学校の5年生104名を対象にごみに対する標語を募集した。その中から優秀作2名を選び、下松市のごみ収集車16台とライオンズクラブの会員が所有する車2台、合計18台に、標語と絵を貼るという事を行った。これは割とお金がかからない。看板屋がメンバーにいたので、7万円弱で賄えた。こういう動きを少しやった方が良いのではないかという気がする。

(事務局)

貴重な事例を紹介いただき、ありがとうございます。参考にさせていただき、これからの取組みに活かして行きたいと考えている。

(会長)

他にはいかがか。よろしいか。時間もかなり経過している。何もなければ、パブリックコメントの内容については終了とさせていただきたいと思う。パブリックコメントに対する市の回答があって、新旧対照資料として基本計画の原案と修正案がある。それに対するご意見も委員の皆さんから出ている。それらを含めて、新たな、さらなる追加修正を事務局にさせていただくという流れになる。その追加修正の結果をもって、一応、本審議会基本計画について了承するという事によろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、事務局ではどのような形で最終案とするかについて、予定をお知らせい

ただきたい。

(事務局)

いろいろとご意見をいただきありがとうございます。修正案に加えて、本日の審議会の中で、委員の皆様からいただいたご意見を反映させた形で、市長までの決裁を取り、決裁終了次第公表したいと考えている。よろしく願いいたします。

(会長)

手続き上、最終的に決裁を取るという事であるが、最終的な計画については委員の皆様にも再度、配付する予定があるのか。それともここで話が終わったので、終わりという事か。勿論、委員の皆様がそれで良いという事であればそれでも良いが。

(事務局)

今後の追記については、できれば事務局に一任していただければありがたい。責任を持って対応していきたいと思っている。ご了承いただければと思っている。

(会長)

審議会としては、事務局に任せるという事であるが、改めて読み込んでみたら少し数字が違っていたという事もあるかもしれない。また、誤記・誤植といった事もあるかもしれない。その部分の修正は審議会としても承諾するという事でよろしいか。

もう一点、最終的な計画を一般に公開する前に、委員の方に配布はされるのかどうか。

(事務局)

配布をさせていただきたいと思っている。

(会長)

それが最終的な計画であるという事です。分かりました。

それでは、本審議会としては、内容を了承したという事で、ありがとうございます。ありがとうございました。

議事3 「平成27年度 周南市一般廃棄物処理実施基本計画（案）について」

(会長)

続いて、基本計画を受けて、今度は、来年度の周南市のごみ処理に関する実施計画、「周南市一般廃棄物処理実施計画（案）」について、ご審議をお願いしたい。

(事務局)

以下の点について説明。

●これまでご審議いただいた基本計画は10年間の長期計画であり、実施計画は各年度に策定するものである点。

- 平成27年度を始期とする周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、新たな数値目標を設定した事もあり、今年度の数値目標を赤字で表記している点。
- 数値以外の部分についても、前年度との変更点・修正点について赤字で記載している点。
- 本来であれば、数値目標に関する根拠資料を提示しご審議いただくところであるが、数字が小さく印刷しても見えないため、お示ししていない。別冊参考資料に掲載するのでそちらを参照願いたい点。

（会長）

先ほどの基本計画を審議会で承認したところで、基本計画の10年間の最初の1年目という事で、この実施計画が出される訳である。これについて、ご意見・ご質問等、何でも結構なのでお願いしたい。

（会長）

それでは、私から、漠然とした内容であるが、実施計画の内容を見ると、処理とそれに関する量的な問題が中心になっているが、基本計画の中で決定した、例えば、啓発活動等については、ここでは触れられていない。新たな10年計画の最初の年に何も書いてないので、何となく、新しい計画で進んでいるのか、従来型の計画を踏襲しているだけなのではないかというイメージを受ける。その点、事務局はどうお考えか。

（事務局）

会長が言われたご意見は重々承知している。ただ、実施計画については、基本的な事項を掲載したものとしているという現状である。啓発については、各委員さんからも十分ご意見をいただいて、事務局としてもしっかり行っていく姿勢を持っている。また、議会の中でも、議員の皆さんに対して、啓発の必要性に関して市として訴えてきたところであり、そのあたりは、ごみ処理基本計画に則って、着実に進めてまいりたいと考えている。

（会長）

具体的なものまではまだ考えていないという事もあるかとは思いますが、例えば、イベントなどでどのような啓発をしたいとか、先ほどの委員さんからのご意見にあったように標語のようなものを掲載するとか、10年計画の最初の年であるので、意気込みが感じられるようなものがどこかに載っていると良いのかなという点を印象として受けた。

他にはいかがか。

（委員）

理解が足りていないのかもしれないが、処理実施計画は基本計画に則ったものとの説明があった。そこで、基本計画の中で、対象とする廃棄物を確認したが、4ページに、液状のもの、し尿及び浄化槽汚泥は対象としないと記載されているように読めるが、処理実施計画には記載がある。そこはどう理解すれば良いのか。

(事務局)

確かに、今回ご審議いただいた一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、固形のごみを対象とするもので、平成27年度からの10年間の計画という事になっている。し尿及び浄化槽汚泥については、この計画とは別に、周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画を策定している。これは、平成20年度に策定し、平成24年度に5年目の見直しを行い、最終的には平成36年度までの計画として策定している。実施計画については、この2つの計画を併せた計画であるのご理解いただきたい。

(会長)

今の説明は、一般廃棄物と書いてある場合は両者、つまり固形状のものと液状のものを意味する。先ほどまで審議した計画は、一般廃棄物のごみ、つまり固形状のもののみを対象とする。液状のものについては、以前、この審議会でも審議を行い基本計画を策定しており、その内容は当然、そちらの計画を踏襲するという事である。かつこの中があるかないかで変わってくるという事である。

(委員)

一本化はできないものか。

(事務局)

個人的には一本化したいと思っているが、生活排水の計画を策定したときには、すでにごみ処理基本計画が策定されており、それに溶け込まず形ではなく、新たに策定したというのが現実であり、中々、タイミングが難しいと感じている。

(会長)

生活排水に関しては、従来は基本計画を立てずに市の一般的な業務として行ってきたが、それをちゃんと基本計画を立てて、その基本計画に基づいて実施計画を毎年策定するという形を取るようになったという事である。

現在のところは、周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と、周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の2本立てである。実施計画の際には、かつこの中に言葉を入れずに、一般廃棄物処理実施計画とし、両方の内容が入るという事になる。

他にはいかがか。

なければ、来年度の実施計画については了承という形にする。

議事4 その他について

(会長)

次の議題は「その他について」となっている。事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

先ほどから話に出ているが、今回、フェニックスが稼働停止するという事で、新南陽・鹿野地域のごみの分別の仕方が一部変わってくる。フェニックスはごみを固形燃

料にする施設であって、焼却施設ではない。そのため、これまで燃やせないごみに出していただいていたものが今後は燃やせるごみになる。例えば、靴や貝殻は焼却できるようになる。そこで、従来のごみの分別冊子に代わり、新たな分別冊子を3月中には各家庭に郵送でお配りする事にしている。ごみ収集カレンダーについては、自治会長さんを通じて各家庭にお配りしているが、冊子は重く、また、自治会に入っておられない世帯の方にもお配りするというためにも、郵送での配布とした。

この中身については、分別が変わったものを記載するとともに、平成22年度の分別変更以降、市民の皆さんから多く問い合わせをいただいたものについて新たに追加記載している。また、プラザが完成して4年が経過して、現場から、分別を変更した方が良いという意見があったものについて、変更したところもある。

お手元に届いた際は、是非、内容を見ていただいでご確認していただければと思っている。

(会長)

冊子を配る事業は今年度の事業か。

(事務局)

はい。

(会長)

今年度の最後の事業として新しい冊子を郵送するという事。そしてその中で、一部地域は従来と違う分別方式になるという事であるが、それについて、委員の皆さんはいかがか。

(委員)

改定版は、分別が変わる新南陽・鹿野地域以外にも郵送されるのか。

(事務局)

新南陽・鹿野地域だけの変更ではなく、全体的に分別を見直した部分もあるので、全戸に配布させていただく。郵送代としては、結構な金額になるが、郵送と言っても通常よりも安いメール便で配らせていただく。

(委員)

自治会を通しての配布は無理なのか。

(事務局)

先ほども説明したが、1冊であればこの程度であるが、世帯数の多い自治会、何百世帯もある自治会などではすごい量になる。それを自治会長さんをお願いするのは余りにも酷かなと思う。

そして、もう一点は、自治会に入っておられない方にもあまねく対応しようとするので郵送という結論になる。ただ、住民票を基にした郵送であるため、転居等によりかなりの部数が返送されるのではないかと考えている。

(委員)

自治会に未加入の世帯の割合はどの程度あるのか。

(事務局)

こちらでは把握していない。街中などは、自治会への加入をお願いしても断られる事例もあると聞いている。ただ、自治会の加入率等は手元に資料がないので、お答えする事ができない。

(会長)

新しく新南陽・鹿野地域については変更があり、それ以外の地域についても一部見直しがある。その一部がどの程度なのかは見てみないとわからないが、収集の際に、新たな分別で出される方、従来どおりの分別で出される方がおられると思うが、そういう方に対する啓発、場合によっては警告かもしれないが、それについてはどのようにお考えか。

(事務局)

一部変わった点については、今後、十分啓発を行って行きたいと思っている。収集に関しては、当分の間、混在するであろう事はやむを得ないと考えている。収集担当職員及び委託業者に対して気を付けるようお願いをしているところである。

(委員)

当初「もやいでつくる循環型社会のまち・周南」とあったのが、「みんなでつくる循環型社会のまち・周南」になった。日本語は難しいが、「みんなでつくりたい循環型社会のまち・周南」というように、「みんなでつくりたい」、10年間の計画であるので、みんなの気持ちを引き出すという意味で「みんなでつくりたい」という方が、私の感じだと良いように思うが、悩んでいる。

(事務局)

委員のお気持ちは十分理解できる。今回については、「つくりたい」と言い切る事で、強い決意を表していると理解していただきたい。

(会長)

今後、ごみ対策について、いろいろ市民の皆さんからご意見をいただく機会があるうし、その際には積極的にその意見を取り上げると同時に、できる限りその意見を還元して一緒に考えてもらうという方向に、是非ともこの10年計画に則った形で進めて欲しいと思う。

(委員)

審議会の終わりにあたり、今日の議事で時間をかけて検討したパブリックコメントについて、これほどの関心を持って取り組まれ、意見をお寄せいただいた市民の方に深謝の意を表したい。また、この感謝の気持ちを議事録にもしっかりと残したいと思う。

(会長)

貴重なご意見をいただいたという事で、審議会としても感謝の気持ちを表したいという事ですね。皆さんも、それでよろしいかと思う。

貴重なご意見をいただき、感謝しております。

他にはいかがか。

(委員)

今回のパブリックコメントに意見を出された方に対して、市の考え方をどういうタイミングで伝えるのか、既に伝えてあるのか、その点を確認したい。

(事務局)

今回の審議会のご意見も含めて、ホームページで公開する形で回答する事になる。

(環境生活部長)

今の件について、市のスタンスとして、ホームページで全体的に公表する事になっている。個別に回答した例も過去にはあるかもしれないが、現在、パブリックコメントについては、全庁的に個別には回答しない事になっている。

(会長) (02.17.09)

公開の下に意見をいただいて、それに対する回答も公開の下に行うという事である。他にはいかがか。

事務局としては、それ以外、その他として何かありますか。

(事務局)

ございません。

(会長)

次回の開催等については、今のところ未定という事でよろしいか。

(事務局)

平成26年度の実績・速報値が出次第、次回の審議会を開催したいと考えているので、よろしく願いたい。

(会長)

それでは長い間、ご審議いただきありがとうございました。

(事務局)

長時間に渡り、また、長期間に渡りご審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第5回 周南市ごみ対策推進審議会を閉会させていただきます。

本当に、皆さんありがとうございました。